

連邦最高裁判所判事指名・承認手続

—ソトマイヨール連邦最高裁判事指名・承認をめぐる—

井樋 三枝子

【目次】

はじめに

I ソトマイヨール判事の連邦最高裁判事指名・承認の経緯

II 連邦最高裁判事指名・承認手続の概要

III ソトマイヨール判事の下した判決に対する分析
おわりに

はじめに

連邦最高裁判所判事(以下、「連邦最高裁判事」とする。)の大統領による指名と上院の承認は、他の政治任用と比しても重要度が高いとされている。連邦最高裁が違憲審査権を有すること、連邦最高裁判事は終身制で長い期間影響力を行使し続けられること等が、その理由である。近年、上院による承認手続が長期化し、大統領も指名にあたり上院の意向をより重視する傾向にある。このように上院の影響力が強まる中で、オバマ大統領が初めて指名した連邦最高裁判事であるソニア・ソトマイヨール氏の事例を取り上げ、連邦最高裁判事指名・承認手続について紹介する。

I ソトマイヨール判事の連邦最高裁判事指名・承認の経緯

1 ソトマイヨール判事指名・承認

デビッド・スーター連邦最高裁判事は2009年5月1日に同年6月末に辞任する意向を表明した。これを受け、5月26日、オバマ大統領は後任として、初のラテン系(ヒスパニック系)連邦最高裁判事となるソニア・ソトマイヨール第2巡回区連邦控訴裁判所判事を連邦最高裁判

事に指名すると発表した。

同年8月6日、上院は68対31(1名は欠席)でソトマイヨール判事の指名を承認した。続いて8月8日、ソトマイヨール判事は連邦最高裁判所で、2つの宣誓を行った。1つは1789年裁判官法に基づくもの、もう1つは合衆国憲法に基づくもの^(注1)である。前者が特定の参加者の前での公開されない小規模な宣誓であるのに比し、後者は、大々的にホワイトハウスで大統領臨席のもとに行われるのが近年の通例となっていた^(注2)。

しかし、ソトマイヨール判事の場合は、両方とも最高裁内で行われた。大統領の出席もなかったと報じられ、ソトマイヨール判事の任命が非政治的であることを印象付けるものであると分析された^(注3)。

だが、以下に述べるように、連邦最高裁判事の任命は政治的大問題であり、連邦議会上院、大統領や各種支援団体を通じた有権者達の思惑が絡んだ政治的な駆け引きに利用されていることは事実ではある。

ソトマイヨール判事の指名承認にあたり共和党幹部会は、2010年中間選挙での民主党の議席減少や、オバマ大統領支持率の下降を見越して、多数がソトマイヨール判事の承認に反対した。しかし、辞任するスーター判事と同様、ソトマイヨール判事が中道ないしはリベラル派であり、現在の連邦最高裁判所の左右のバランスに影響を与えないと判断されたこともあり、強い反対論は出なかった^(注4)。

ブッシュ前大統領の任期中には、2名の連邦最高裁判事の任命が行われたが、その指名・承認過程は順調とは言えないものであった^(注5)。これらに比べれば、オバマ大統領指名のソトマイヨール判事の承認手続は比較的順調であったと

言える。

ソトマイヨール判事は、1992年にニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所判事就任(ブッシュ元大統領(共和党)指名)、1998年に第2巡回区連邦控訴裁判所判事に就任(クリントン元大統領(民主党)指名)という経歴の持ち主であり、連邦裁判事としてのキャリアは、共和党出身の大統領による指名から始まっていた。

2 連邦最高裁判所

連邦最高裁は州と連邦の二元的構造である連邦制のアメリカにおいて、司法府の頂点に位置する裁判所である。具体的に次のような事件を受け持っている^(注6)。

・ 第一次管轄権を有する事件

合衆国憲法に基づき、事実審として一定の管轄権が与えられている事件、例えば、訴訟当事者の一方が州である場合や大使にかかわる事件の場合である。この場合、連邦最高裁に直接提訴することができる。

・ 専属管轄権を有する事件

専属管轄とは、強度の公益的な要請に基づき裁判権を特定の裁判所に専属させた管轄である。連邦最高裁が第一次管轄権を有する事件については、連邦地裁でも審理できるが、訴訟当事者の双方が州である場合は連邦最高裁が専属管轄権を有している。

・ 上訴管轄権を有する事件

連邦控訴裁判所、特別控訴裁判所(連邦巡回区控訴裁、軍法控訴裁)及び州最高裁から上訴(合衆国憲法を含む連邦法の下で生ずる主張にかかわるもののみ。州法上の争点は判断しない)された事件の場合である。上訴される事件は、ほぼ裁量上訴(サーシオレライ)で、連邦最高裁判事のうち4人が重要な法律問題を含むと判断した場合に、上訴が認められることとなる。

連邦最高裁判事の定員は現在、首席判事1名及び8名の陪席判事の計9名^(注7)である。

連邦最高裁判事の特徴としては、次の3点がある。

- ・ 大統領による政治的任用ポストである。^(注8)
- ・ 終身制である。^(注9)
- ・ 法曹の経験を条件としない。

例えば現職のアリート連邦最高裁首席判事は、判事の経験がない。ソトマイヨール判事は、現職の連邦最高裁判事の中でも、最も連邦裁判事の経験が豊かである。

II 連邦最高裁判事指名・承認手続の概要

本章では連邦最高裁判事指名・承認手続の概要について、2009年刊行の連邦議会図書館議会調査局の報告書(CRSレポート)^(注10)を参考にして紹介する。

1 大統領による指名候補者の選定

合衆国憲法第2編第2節2項において、「大統領は大使その他の外交使節及び領事、最高裁判事(中略)を指名し、上院の助言と承認を得てこれを任命する」と規定されている。連邦最高裁判事は、これらの政治的任用ポストの中でも最も重要なポストとみなされている。

その理由として、他のポストが大統領の交代により総入れ替えとなることに比して、連邦最高裁判事は終身任用であるため、空席が生じにくいこと、自らを指名した大統領が代わった後も、影響力を行使し続けること等が挙げられる。

また、連邦最高裁は違憲審査権を有しているため、政治的な重要論点に対する判決の及ぼす影響が大きいことも挙げられる。そして、判決は連邦最高裁判事の多数で決定する。

上院多数党が大統領と同じ政党である場合には、承認は比較的スムーズに行われる。しかし、大統領と上院多数党が異なる場合、また、同じであったとしても、特定の論点に対して強固な立場をとる上院議員やそのような支持基盤を有

する上院議員が、指名された者と相容れない立場を有している場合には、承認に反対する可能性が高い。

このように、執行権を有する大統領による司法に対する自身の影響力の行使と、立法府側にある同様の欲求とが対立する場合には、承認手続に混乱が生じる。^(注11)

歴史的慣例により、上院での連邦最高裁判事承認の議案は、本会議の前に必ず司法委員会へ付託され、審議されることとなっている。

連邦最高裁判事承認にあたっての上院の審査は、他の政治任用ポストよりも審査が厳しくなる傾向にある。建国から20世紀初頭までは、承認の最終的な議決までに要した期間は1週間程度だった。しかし、1970年代から1980年代にかけて審議の長期化が顕著となってきた。^(注12)

また、近年の連邦最高裁判事承認のほとんどが、大統領と上院の多数党が異なっている期間に行われていることも特徴的である。

最高裁の判決自体も、昨今は5対4の僅差で決まることが多く、議論の分かれる特定の重要論点で判事がどのような判決をするのかを、上院議員が重要視する傾向も強まっている。

大統領が指名候補者を選定する場合に参考とする要因として、次の5つが挙げられることがある。^(注13)

・能力と倫理の「客観的」基準

候補者が最も専門的な資質を有していると提示できること。ただし、これは一般的にみて妥当とされるレベルであればよく、大統領が指名候補を選出する場合にも、この条件だけで選ぶことはないとされる。

・政策選択

大統領と重要な政策課題に関して見解を共有していること。

・政治的・個人的交際への報酬

指名が大統領に対するこれまでの政治的支援への報酬の意味合いを持つこと。

・政治的支持の構築

大統領は不特定多数の州から広く支持を得るため、全米各地域から判事を指名してきたこと。近年は国民の間の地域主義的意識が減退しつつあり、これはあまり重要視されない。

・指名承認の見通し

上院承認に際し、激しい議論が予想される候補者を指名する場合には、その論争との損得を見極める必要もある。

また、大統領の指名候補者選出の際、考慮する要因は、以下の6つに分類されることもある。^(注14)

・指名候補者の所属政党

上述の「政策選択」、「政治的・個人的交際への報酬」といった要因と関係する。大統領や議会の多数党と同じか否かなどである。

・指名候補者の出身地域

地方裁判所の判事の承認にあたっては、指名候補者の出身州の上院議員が1人でも反対する場合、他の上院議員も承認に反対する「上院の礼讓 (senatorial courtesy)」と呼ばれる慣行も存在する。連邦最高裁判所の指名・承認ではこの慣行は連邦地裁ほど絶対的ではないが、何らかの影響はあると分析されている。

・指名候補者の経歴

法律家や判事としての経験は必須ではない。指名候補者の政治的、行政官としての活動について評価がなされる「政策選択」、「政治的・個人的交際への報酬」の場合には、指名候補者が法曹としてのキャリアを有さないこともありうる。憲法上も連邦法上も、連邦最高裁判事の条件として、法曹経験や裁判所判事指名を受けた経験は必要とされていない。

・指名候補者の宗教

歴史的にカトリックとユダヤ教徒の連邦最高裁判事を置く慣習があった。だが、前述の「政策選択」の要因にかかわる場合、つまり、指名候補者の宗教が原因で重要政策において大統領とイデオロギーが異なる場合には、指名候補者

の宗教に特に注目が集まる。

連邦最高裁判事は自身の宗教上の立場と判決を必ずしも一致させるわけではない。ソトマイヨール判事は、カトリック教徒である。アメリカのキリスト教徒の多くはプロテスタントであり、カトリックはキリスト教徒のなかでは比較的少数である。アメリカには、プロテスタントの中でも原理主義的な宗派である福音派等の信者が多く存在しており、彼らは聖書を厳格に解釈するため、公立学校で進化論を教えることにも否定的な立場を取ることがある。カトリックと福音派等は、安楽死、尊厳死、生殖医療、ES細胞研究や中絶に反対するといった点で支持する政策に共通点も多い。一方、原理主義的でないプロテスタントの信者はこのような論点に現実的な対応を取ろうとすることが多く、カトリックや福音派等と対立する立場にある。

・指名候補者の人種

公民権運動の時代から今日まで、連邦最高裁判事に一定の割合で黒人判事が任命されてきた。一種の人種的な枠としての意味合いがあったとされる^(注15)。ソトマイヨール判事は、初のラテン(ヒスパニック)系連邦最高裁判事である点が注目されている。ラテン系が人口に占める割合は、黒人を上回っており、今後確実に白人を超えると予測されているが、白人以外のエスニックグループの連邦最高裁判事がこれまでいなかったという点において、「少数派」からの任命であるとみなされるためである。後述するが、今回民主党、共和党ともに上院議員達は、巨大なヒスパニック票田への刺激を避けるため、ソトマイヨール判事の承認への強い反対がためらわれたという事情もあった。

黒人、ラテン系以外のエスニックグループ、例えばアジア系等で連邦最高裁判事に指名された者はまだいない。

・指名候補者の性別

1970年代の男女同権運動の進展とともに、性

別が考慮にいれられるようになった。初の女性連邦最高裁判事は、1980年に任命されたサンドラ・オコナー判事である。指名したレーガン大統領は、選挙公約として、女性の連邦最高裁判事指名を掲げていた^(注17)。

カトリック教徒でラテン系女性であるソトマイヨール判事が任命されたことは、「宗教」、「人種」、「性別」が連邦最高裁判事としては「少数派」であるという点が特徴的である。

大統領は指名候補者に対して、身元調査を行う^(注18)。この調査の結果、指名候補者リストは絞り込まれ、さらに深い調査も行われる。指名候補者リスト作成には大統領の私的な弁護士、学者が関与することもある。アメリカ弁護士協会(ABA)も、指名候補者についての質問を受けることがある。

このような連邦最高裁判事指名の政治的重大性をかんがみると、大統領は、在任中に空席が生じる可能性に備えて連邦最高裁判事指名の候補者リストをあらかじめ作成すべきであるとされる。例えば、ブッシュ前大統領は、2001年の着任早々にリスト作りに着手した。高齢のレーンキスト連邦最高裁首席判事の辞職が見込まれていたためである。レーンキスト首席判事は、首席判事であるとともに、連邦最高裁の中でも最も保守的であり、中絶問題などの重要論点でブッシュ大統領の支持母体である福音派と政治的なイデオロギーを共有していた。そのため、レーンキスト首席判事の進退問題の重要度はきわめて高かった。

また、連邦最高裁判事そのものの職責の重要性からみても、空席が生じる期間は短ければ短いほど望ましい。そのため、判事自身から引退を申し出る場合は、可能な限り早急に意向を伝える。裁判年度終わり(6月か7月)に辞任が明らかとなり、次の年度始まりの9月には上院で新しい判事が承認されるというのが、最短で望ましいスケジュールとされる^(注19)。

指名候補者は極秘にされる場合もあれば、氏名等が公表されるようなこともある。ソトマイヨール判事の場合は、指名が発表されるまで、^(注20)秘密にされていた。

2 上院での承認手続

(1) 上院及び上院司法委員会の影響力^(注21)

制度的には、上院議員や司法委員会委員が連邦最高裁判事指名に先立ち大統領に指名にかかわる何らかの事項を提示したとしても制度上の強制力はない。しかし、上院の指名承認手続の停滞を防止するため、指名候補者名簿を作成する段階で大統領が前もって上院議員、司法委員会の意向をくみ取っているのが実情である。

政治任用の指名案件は、まず上院の所管する常設委員会に付託することとされており、連邦最高裁判事承認も、司法委員会を通過しなければ手続が進まないからである。^(注22)

また一般的な慣行として、指名に先立ち大統領は儀礼的にも、上院の党幹部議員、上院司法委員会の委員と協議を行うことが多い。その席で上院側は、議論となりそうな指名候補者については問題点を大統領に助言し、場合によっては指名しないようにも助言することがある。

前述のとおり、通常は連邦地方裁判所判事の選出時に行われることであるが、「上院の礼譲」という慣行の存在についても注意する必要がある。上院が連邦最高裁判事承認を拒否した場合で、このような慣行が影響を与えたと考えられるケースが数々あるという分析もある。^(注23)そのため、大統領は、指名候補者の出身州の上院議員の意向も把握しておく必要がある。

(2) 司法委員会と指名承認聴聞会

指名承認聴聞会が開かれるようになったのは、1920-30年代からであったが、当初は形式的なものであったし、証人も承認に賛同する少数の者のみであった。また、指名者も聴聞

会に出席することはあっても、参加は義務ではなかった。司法委員会が指名者の聴聞会への出席や証言を断ることが増加した時代もあった。1954年に開催されたウォーレン連邦最高裁判事首席判事の聴聞会には本人は出席しなかった。しかし1955年、ジョン・M・ハーラン判事は自身の指名承認聴聞会に出席し、証言をしており、以後は今日までに指名者の聴聞会への出席が続いている。^(注24)

指名承認聴聞会は元々非公開であったが、1981年に開会から閉会までテレビ中継されるようになった。この時指名されたのが、初の女性連邦最高裁判事であるサンドラ・オコナーである。

現在では、指名候補者はますます積極的に承認の過程に関与するようになっている。指名承認聴聞会に出席し、自身の業績や、思想信条について証言するだけにとどまらず、その際の立ち居振る舞いも、承認の際の判断の材料にされるようになり、聴聞会の期間も長期化の傾向にある。^(注25)

1960年代から、司法委員会の指名承認聴聞会に関係して、次の3つの段階が踏まれるようになっている。

① 指名承認聴聞会前手続

司法委員会も候補者の身元調査を独自に行う。方法としては候補者に書面で質問を行い、回答を求めることがほとんどである。また、連邦捜査局から極秘の報告を入手することもある。

指名者が政府での経歴を有する場合、司法委員会は政府やホワイトハウスに対し、指名者の業務に関する書類の開示を要求できるが、大統領は「行政特権」(高度に重要な行政上の職務の遂行上必要と認められる場合、三権の他部門からの情報開示要求を拒否できる特権)を理由として開示を拒否することもできる。例えばブッシュ前大統領により、連邦最高裁判事に指名さ

れたマイヤーズ氏は大統領法律顧問の経歴を有していた。その在任時の業務内容について司法委員会が開示要求をしたが、ブッシュ前大統領は行政特権を行使した。この対応については識者から反論もあがった。^(注26)

法律上明確な規定はないが、ABAの連邦判事選任委員会は、指名を受けた者の能力的な評価を行うことが通例である。この評価は承認に際しても影響力が大きい。^(注27) 下級裁判事の指名承認にあたっては、ABAの評価が不適格である候補者を除外するのが通例である。評価の基準に政治的なものは含まれず、裁判官にふさわしい資質、専門能力、高潔性というものが判断され、「十分に適格」、「適格」、「不適格」の3つの結論が出される。また、運用上、連邦最高裁判事指名公聴会の最初の証人はABA連邦判事選任委員会委員長が立つこととなっている。ソトマイヨール判事への評価は「十分に適格」であった。ソトマイヨール判事承認の理由としても、このABAによる高い評価は重視された。

また、聴聞会前手続きでは、承認の行く末にある程度の見通しをつけておく必要がある。各種圧力団体が特定の立場で激しく承認の是非を主張した場合、上院議員たちもそれに何らかの対応をせざるをえなくなるためである。^(注28) 例えば、ブッシュ前大統領は、オコナー連邦最高裁判事の辞任表明後、ロバーツ判事の指名までに約20日間をかけた結果、その間に各団体が激しく指名候補者をめぐり主張する騒ぎとなった。^(注29) このように、聴聞会前手続きの重要性は高い。

②指名承認聴聞会

近年は、聴聞会における指名者に対する質問の幅が広くなり、厳しさを増してきている。法律家としての資質から私的な経歴、公人としてのかつての振舞いにいたるまでが質問の対象となる。社会的又は政治的争点、特定の争点に関する憲法判決の解釈もよく質問される(後述、

第IV章)。

例えば、ソトマイヨール判事の場合、第2巡回区裁判所判事であった時の消防士の昇任試験をめぐるとの判決が、人種差別であると批判の対象になった(後述)。^(注30) その後、この判決は連邦最高裁において全会一致により破棄されたが、差別の有無を理由としてではなかった。連邦最高裁での争点は、第2巡回区裁判所による事件取扱が手続として適切であるかどうかであった。^(注31)

聴聞会を、公衆の注目を集める機会として利用する上院議員もあるし、指名者が連邦最高裁判事となった場合、今後の連邦最高裁の判断に何らかの影響を与えることを期待し、聴聞会の場を利用する議員もある。また近年、指名者の言動の瑣末な点を問題視する傾向も見られるが、結局は優秀な人材を逃すことにもなりかねないとの危惧も出ている。

例えば、ソトマイヨール判事の場合も、2001年にカリフォルニア大学バークレー校で行われたラテン系法学者に関する問題についてのシンポジウムにおける発言が人種差別的であるとの批判を受けた。「ラテン系女性判事の声」と題する学生向けの講演での「経験豊かで賢いラテン系女性が大部分の場合は(経験の乏しい)白人男性よりも優れた判断をくだせるように」と発言したことが承認反対派から批判的に取り上げられることとなった。ソトマイヨール判事は、これは文脈の一部を抜き出したものであり人種差別的な意図は全くないと、自ら指名聴聞会で述べており、他の学者やメディアからも経緯を検証するレポートが出されている。^(注32) また、保守系シンクタンクのヘリテージ財団は、同講演での別の発言が、訴訟当事者の愛国度に応じてソトマイヨール判事が裁判での判断を変えかねないことを示唆していると問題提起した。^(注33) しかし、指名承認にあたり、上院議員は一部を除いて、これらの問題には立ち入ることはなかった。

③委員会報告

これまで述べてきたように、司法委員会の指名承認に果たす役割は大きいですが、実際、委員会が議会において行うことができるのは、その指名者を承認するよう（あるいは承認を拒否するよう）に報告することだけである。しかし、司法委員会から承認を拒否すべきとの報告がなされた場合又は全く報告がなされない場合、本会議審議に持ち込まれることは（手続上可能ではあるが）まれである。司法委員会が承認するようにと報告をした場合には、基本的に本会議でも可決される。逆に司法委員会が報告しないような候補者はよほどのことがなければ、上院本会議に持ち込まれ可決されることはない。

通常の議案通過に際して、委員会報告書の提出は義務ではないが、連邦最高裁判事承認にあたっては提出されることがほとんどである。しかし、実質的に内容を伴わず形式だけのことも多い。報告書準備に時間が割かれて、連邦最高裁判事の空席が長期化することを避けるためである。また、現在では指名承認聴聞会は、議会専門のテレビ局により生中継されており、議員は委員会報告以外にも情報の入手手段があり、必要性も低い。

(3) 本会議

上院では、通常の法案は上院議事カレンダー^(注34) (Senate Calendar of Business) に掲載されるが、連邦最高裁判事指名承認については、行政案件カレンダー (Executive Calendar) に掲載される。行政案件カレンダーの議事は、議決により非公開にすることが可能であるが、1920年代以降、ほとんどが公開されている^(注35)。

審議日程は、多数党の有力議員が少数党の有力議員、利害関係のあるすべての上院議員と協議し決定する。この行政案件カレンダーに掲載される行政案件セッション (executive session) で議事を進めるには、全会一致による場合と動

議による場合がある^(注36)。連邦最高裁判事指名承認の場合、多数党の有力議員が全会一致を呼びかけることがほとんどである。

全会一致の合意に至らない場合には、討論終結の動議で対応することになる。これには全議員の5分の3の多数が必要となる。上院の「助言と承認」という責務を果たすには、討論終結の動議による審議時間の制限はそぐわないとし、ほとんど行われぬのが通例であった。採決に際して対抗手段である議事妨害 (フィリバスター)^(注37) も同様に行うべきではないとされてきた。

上院議員は、大統領に対する「助言と承認」の役割を強調するため、指名者に対する支持又は不支持の理由を本会議で述べるが、その基準は様々である。近年、連邦最高裁で重要な論点を有する判決が僅差でなされることから、上院議員の発言も指名者の法律哲学、イデオロギー、憲法解釈、特定の法律論点におけるスタンスといったものに注目することが多い。したがって、大統領が連邦最高裁のイデオロギー的バランスの変更を意図する指名を行うような場合や、指名者の思想的志向が明らかに論争を呼ぶような場合は、上院議員の発言は活発になる。

しかし、指名者のイデオロギーを承認手続において重要視すべきか否かについては、上院においても何度か議論があり、その時々で見解は変わっていてもいる。かつて、シューマー上院議員 (民主党) は、指名者のイデオロギーが承認手続に重要な役割を果たすと述べた。だが、共和党ハッチ上院議員は、上院の助言と承認という責務には、指名者のイデオロギーについて何らかの判定をすることは含まれず、判事として法に公正に従う限り、指名者の個人的な意見・信条はさほど重要ではないと述べた。

指名承認にあたり、上院議員の判断に影響を与える要素として、前掲のCRSレポートは次の3点を挙げている^(注38)。まず、同僚議員、特に反対意見の先頭に立つ者、指名者支持の者と、司法

委員会聴聞会で目立つ役割を演じた者からの影響である。次に、地元の選挙区民の意向。3点目は、上院議員の助言者や支援団体、家族友人の考え方である。

(4) 承認後の流れ

通常上院では議案の最終表決を確定させるために、当該議案に対する再審議の動議を提出し、引き続きその動議を「テーブルに置く(実質的に廃案にする)」^(注39)という手続を踏む。再審議の動議は、議案が議決されたその日と2会議日のうちに行われる。連邦最高裁判事の承認については、最終表決の確定をこのような手順では行わず、「万一、再審議の動議が出された場合にはそれはテーブルに置かれるものとする」と先に定めておく手続が取られる。

議決確定後、大統領が委任状に署名し、公的に指名者は判事として任命される。署名された委任状は司法省に送付され、本人にも送達される。その後、判事は宣誓を行う。

Ⅲ ソトマイヨール判事の下した判決に対する分析

指名承認手続において、指名者が職業裁判官の経歴を有する場合には、下した判決の分析が重要視される。ソトマイヨール判事の場合も、第2巡回区連邦控訴裁判所時代にかかわった事件について、以下の17のテーマで分析を行った連邦議会図書館議会調査局の報告書(CRSレポート)^(注40)が刊行されている。

- ・ 連邦憲法第1修正(言論の自由)
- ・ 連邦憲法第1修正(信教の自由)
- ・ 連邦憲法第2修正(人民の武装権)
- ・ 連邦憲法第1編第8節3項(州際通商)
- ・ 連邦憲法第2編(執行部)
- ・ 人権(総論)
- ・ 人権(障害を有する者)

- ・ 選挙法等
- ・ 中絶
- ・ 情報公開法
- ・ 刑法
- ・ 国際関係法
- ・ 労働法・反トラスト法
- ・ 環境法等
- ・ 証券取引、会計監査、反インサイダー他、経済の安全に関する法律
- ・ 税制
- ・ 政府との契約者とビーベンス・アクション^(注41)

カトリック教徒で、女性、ラテン系であるというソトマイヨール判事の出自が判決や判決理由に影響を及ぼしているかについては、世論や議会から注目されていた。とりわけソトマイヨール判事が自身の教育やキャリア形成において、いわゆる「アフターマティブ・アクション」の恩恵をこうむってきたという経歴が人権問題、特に差別問題に関して下した判決にどのような影響がみられるかも注目されていた。しかし、このCRSレポートにおいては、ソトマイヨール判事の判決の特徴は、特定のイデオロギーや共和党、民主党いずれかの政策に偏ったものというより、先例を踏襲した「職人気質」的な判断をする点にあると分析されている^(注42)。

以下に、指名承認にあたり特に注目されたソトマイヨール判事の判決を紹介する。

第2巡回区連邦控訴裁判所の2008年の判決は、しばしば議論に上った。これはコネティカット州ニューヘイブン市の消防士の昇進に関するものである^(注43)。市が消防士の昇進試験を実施した際、合格点に達した消防士が全員白人であったことから、その昇進試験が無効とされた。合格点に達していた消防士は、この措置は人種、国籍、性別、宗教などによる差別的な取扱いを禁じた1964年市民権法第7編、連邦憲法第14修正(法の下での平等)に違反するとして、連邦地裁

に訴えを起こした。

地裁は市側の主張を認め、市の措置はさまざまな人種に与える影響を考慮したものであるとし、消防士の訴えを退けた。この事件の控訴審を、ソトマイヨール判事を含む3人の判事が担当した。結果は、全員一致で地裁の判決支持であった。ソトマイヨール判事は、市の措置は差別を目的としたものではなかったと判決で述べた。

結果のみをとらえると、この判決はソトマイヨール判事が一種の白人差別を認めたようにも思われるため、攻撃材料となった。しかし、ソトマイヨール判事がこの判決を下した時点^(注44)では、この判断は先例にならった判断であった。

ソトマイヨール判事は、黒人や女性が職場で差別的な待遇を受けているという訴えをいくつか退けている。ただしそれらは、法律問題として判断した結果、控訴した者に訴えの利益がないことなどを理由としたものであった。差別的取扱いがあった事実が明白で、事実の認定に問題があるという理由で地裁に差し戻した事件もある。

合衆国憲法修正第1条の表現の自由、特に公務員の表現の自由について争われた事件で、ソトマイヨール判事は人種差別的発言を理由としてニューヨーク市警を解雇された職員の解雇不当^(注45)の訴えを認める意見を出した。しかし判決自体は、市による解雇は正当と認めたため、ソトマイヨール判事の意見は反対意見となった。ソトマイヨール判事は多数意見と同様に、市警の信頼を損なうことの重大性は、職員の表現の自由の保護に勝ることは認めたが、判例に従えば、公務員が「匿名で」、公共の場で行った発言については、裁判所はその役所の使命と公務員の発言との関連性を、その発言者が役所でどのような地位や立場にあるかとを比較考慮した上で表現の自由の保護を認めるべきであると述べた。この事件の場合、原告の解雇を不当と認めた理

由を、ソトマイヨール判事は、原告である解雇された職員の発言は「明らかに攻撃的で、憎むべき、侮蔑的な」内容ではあったが、被告は所轄や持ち場で市民社会と密接な関係を持っているような「警官」ではないため、その仕事の性質上、発言者の私的な人種差別的発言はニューヨーク市警の機能の遂行を損なうことはないまとめた。

逆にソトマイヨール判事が、公務員の表現の自由を認めなかった例もある。火災報知機の検査を行う公務員である検査官達が、通勤時に調査用の書類などを持ち歩くように義務付けられているが、それらの重量が多大な負担となっていることを理由に、検査官の通勤時間も勤務時間として換算すべきとの訴訟を市を相手どり起こした。訴訟の中で、検査官はこのような問題提起をしたことについて、市から批判を受けた件につき、言論の自由の侵害であると訴えていた。ソトマイヨール判事は、その発言には社会的関心となる内容がなく、公共に向けてなされたのではなく、職場内のみでなされたものであるため、これらを要件とした憲法第1修正の保護対象とはならないと述べた。

死刑に関するソトマイヨール判事の判決は存在しない。これは、ソトマイヨール判事が裁判官となった連邦地裁、第2巡回区連邦控訴裁判所管轄区とも死刑制度を有する州がなかったためである。

ソトマイヨール判事がカトリック教徒としての信仰に従い、判決において中絶を認めない考えであるのか、女性の権利を擁護し中絶を認める立場であるのかについては、指名承認にあたって関心が集まった点であった。しかし、ソトマイヨール判事は中絶について判決を下したことはない。

おわりに

今回のソトマイヨール判事の指名承認が順調に進行したことについては、オバマ大統領の卓抜な人選によるところが大きいと評価されている。^(注46)しかし、共和党幹部会では過半数がソトマイヨール判事承認反対の立場であったことと、上院本会議での31票の反対票を勘案し、今後のオバマ政権における連邦最高裁判事指名候補者選定での困難を予測する意見もある。

現役のリベラル派であるギンズバーグ、スティーブンス両連邦最高裁判事は高齢であり、近いうちに連邦最高裁に空席が生じる可能性が高いと見込まれている。これらの空席をリベラル派の判事で埋められなければ、オバマ大統領は現状の連邦最高裁判所のリベラル、保守のバランスを守ることができなくなる。また、スウィングボーター（議論の分かれる争点で賛否どちらにでも投票しうる判事）として、現在連邦最高裁の重要人物とみなされているケネディー判事が辞職するようなことがあれば、ケネディー判事の後任となる判事の指名・承認もまた困難が予測される。さらに、2010年の中間選挙で、民主党が連邦議会で勢力を維持できなければ、以後の連邦最高裁判事の指名承認は、オバマ大統領にとって厳しいものとなる。^(注47)

逆に、今回の共和党議員によるソトマイヨール判事指名承認反対が、共和党に不利な影響を与える可能性も指摘されている。^(注48)ソトマイヨール判事指名承認の場合、最終的に共和党もヒスパニック系有権者からの反感を恐れ、賛同にまわった。しかし、この31の反対票でさえも2010年中間選挙において、ヒスパニック票に与える影響が大きいと危惧されるためである。2010年の中間選挙で任期が終了する共和党の上院議員12名は全員ソトマイヨール判事承認に反対票を投じた。また、この中にはヒスパニック票の割合が全米の上位4位を占める州選

出の共和党上院議員が含まれている。ただ1人ヒスパニック票の割合が全米で2位のフロリダ州の上院議員だけは指名承認に賛成したが、彼は2010年の選挙には出馬せず引退することが決まっている。^(注49)

注

* インターネット情報は2009年8月31日現在である。

- (1) Denis Steven Rutkus, "Supreme Court Appointment Process: Roles of the President, Judiciary Committee, and Senate," *CRS Report*, RL31989, May 6, 2009, pp. 50-51.
- (2) *ibid.*, pp.50-51; Brad Knickerbocker, "Sotomayor is sworn in, but the politics are far from over," *Christian Science Monitor*, Aug.8,2009. <<http://www.csmonitor.com/USA/Politics/2009/0808/sotomayor-is-sworn-in-but-the-politics-are-far-from-over>>
- (3) Charlie Savage, "Sotomayor Sworn In as Supreme Court Justice," *New York Times*, Aug.9,2009; Knickerbocker, *op. cit.* (2)
- (4) スター判事辞任時の連邦最高裁判所は、スティーブンス判事、ブレアー判事、ギンズバーグ判事、スター判事の4人がリベラル派、ロバーツ主任判事、スカリア判事、トーマス判事、アリート判事の4人が保守派、中道派がケネディー判事という9人の構成であった。宮田智之「連邦最高裁判所の人事をめぐるアリート判事の人事成立までの動きを中心に-」『外国の立法』227, 2006. 2, p.151; 渡辺将人「オバマ大統領のソトマイヨール最高裁判事指名をめぐる考察」『アメリカNOW』第35号。<<http://www.tkfd.or.jp/research/sub1.php?id=237>>
- (5) ブッシュ前大統領による連邦最高裁判事任命の経緯や承認過程の詳細は、宮田智之「連邦判事の承認をめぐる上院の対立」『外国の立法』225, 2005.8, pp.190-194; 同「連邦最高裁判所の人事をめぐるアリート判事の指名までの動き-」『外国の立法』226, 2005.11, pp.146-150; 宮田 前掲注(4), pp.147-152を参照。

- (6) 大越康夫「まえがき」、「第3章最高裁の役割」及び「第4章判事任命」『アメリカ連邦最高裁判所』東信堂, 2002.
- (7) 28 U.S.C. 1
- (8) 連邦最高裁に限らず、連邦裁判所判事はすべて政治的任用である。
- (9) 裁判官の極度の高齢化を防ぐために、退職後の給与を補償し、自主的な辞任を促している。
- (10) *op.cit.* (1)
- (11) 大統領の最高裁判事指名と上院の承認との対立は、近年ではブッシュ前大統領時代のレーンキスト前首席判事の死亡、オコナー判事の引退により立て続けに生じた2つの判事ポストの空席時に起きた。上院は民主党が多数となっていたことや、レーンキスト前首席判事が極端な保守派であったこと、オコナー判事が中道派で、票が割れそうな事件においてはオコナー判事の判断が大勢を決めることがしばしばであったことなどが、上院での承認手続に時間がかかった理由である。詳細については、宮田 前掲注(4)及び注(5)の各論文を参照。
- (12) *op.cit.* (1), p.5.
- (13) 前掲注(6), pp.95-104.
- (14) *op.cit.* (1), pp.7-11.
- (15) ブッシュ元大統領は、黒人であるクラランス・トーマス判事を指名したが、これは彼の保守派としての経歴が評価されたためであり、人種を要因としたものではなかった。つまり、大統領の政策に齟齬をきたす判決に票を投じないという「政策選択」が要因であった。
- (16) ラテン系又はヒスパニック系とはスペイン語を母国語としている人々といった緩やかな定義である。多くは中南米各国にルーツを持つ人々を指す。ラテン系といわれる人々の中には、メキシコ系、プエルトリコ系やキューバ移民等があり、時には個々の違いが重要視され、互いに対立することもある。しかし、ソトマイヨール判事の連邦最高裁判事就任に当たっては、ラテン・ヒスパニック系から広く支持を得ていたとされる。ソトマイヨール判事自身はプエルトリコ系である。渡辺 前掲注(4)
- (17) 大越 前掲注(6), p.109.
- (18) 公的記録や職業上の信用状などのほか、私的な身元調査も行われる。連邦捜査局により行われる個人の資産調査もこれに含まれる。
- (19) *op.cit.* (1), p.14.
- (20) 渡辺 前掲注(4)
- (21) *op.cit.* (1), pp.6-8.
- (22) 例外として、元上院議員や現職の上院議員が最高裁判事に指名された場合には、上院は自動的に承認しなくてはならないという慣行がある。したがって、この場合は司法委員会付託もない。
- (23) *op.cit.* (1), p.4.
- (24) *ibid.*, p.20.
- (25) 司法委員以外の上院議員が、前もって指名者に会うことができるのは、指名者が上院議員の各部屋を表敬訪問する際のみである。その際に議員は指名者に個別に質問することもできる。
- (26) さまざまな経緯の後、マイヤーズ氏は最終的に判事指名を辞退した。表向きの辞退理由は、行政特権の発動に含まれるような、自身の大統領法律顧問時の業務内容を司法委員会には提出できないためとした。宮田 前掲注(4), pp. 148-149.
- (27) しかし、1997年共和党オリン・ハッチ司法委員会委員長は、ABAの連邦判事候補者評価を公的に認められた役割とはみなさないと公言した。その後リーヒー司法委員会委員長(民主党)は、ABAの評価は公的なものに準ずると見なしたため、ブッシュ前大統領指名の連邦控訴裁判事がABAの評価を受けていなかったことから、司法委員会の民主党議員は承認に反対票を投じている。
- (28) *op.cit.* (1), p. 13-14.
- (29) 宮田 前掲注(5), 「連邦最高裁判所の人事をめぐって-ロバーツ判事の指名までの動き-」 p.150.
- (30) *Ricci v. DeStafano*, 530 F. 3d 87 (2d Cir. 2008).
- (31) Seth Stern, "Sotomayor Tapped for High Court," *CQ Weekly*, June 1, 2009, pp. 1274-1275; Deborah O' Malley and Robert Alt, "Key Questions for Sonia Sotomayor,"

WebMemo, No. 2534, Heritage Foundation, July 10, 2009.

- (32) Kevin Johnson, "In Context, Sotomayor's Remarks on Race and Judging Aren't Controversial," *FindLaw*, June 2, 2009. <http://writ.news.findlaw.com/commentary/20090602_johnson.html>; ダリア・リスウィック「オバマ指名判事への的外れ批判」*Newsweek* 電子版, 2009.5.27. <<http://newsweekjapan.jp/stories/us/2009/05/post-158.php>>
- (33) O'Malley and Alt *op.cit.* (28).
- (34) 「カレンダー」とは、委員会審査を経て議院に報告された議案、及び委員会に付託されず直接本会議で審議される議案を、時系列順に登載した議案目録である。松橋和夫「アメリカ連邦議会上院における立法手続」『レファレンス』640号, 2004.5, pp.18-19.
- (35) *op.cit.* (1), p.32.
- (36) *ibid.*
- (37) 連邦判事承認案件の議事妨害については、前掲注(4)「連邦判事の承認をめぐる上院の対立」p.190; 「連邦最高裁判所の人事をめぐるアリート判事の人事成立までの動きを中心に」p.150を参照。
- (38) *op.cit.* (1), p.37.
- (39) *ibid.*, p.32.
- (40) Anna C. Henning and Kenneth R. Thomas, "Judge Sonia Sotomayor: Analysis of Selected Opinion," *CRS Report*, R40649, July 1, 2009.
- (41) 連邦政府職員による憲法上の権利侵害を是正するために起こされる訴訟で、合衆国法典第42編第1983条で規定されている、州職員が州法の規定を理

由として憲法に規定される個人の権利を侵害した場合と同法の方法で、連邦職員を訴追することが認められている。

- (42) *op.cit.* (40), p.1.
- (43) *op.cit.* (30)
- (44) 後に連邦最高裁判決 (*Ricci v. DeStefano*, 129 S. Ct. 2658; 174 L. Ed. 2d 490) において、覆された。
- (45) *Pappas v. Giuliani*, 290 F. 3d.143 (2d Cir. 2002).
- (46) Seth Stern "Senate Confirms Sotomayor," *CQ Weekly*, Aug. 10, 2009 pp.1906-1907. 例えば、ソトマイヨール判事は、裁判官としての資質の高さをABAにより保障されていたため、指名承認に強硬に反対するには相当の問題点を見つけなければならなかった。にもかかわらず、判事自身にこれといった落ち度はなく、アメリカンドリームを体現した判事の生い立ちは国民から好感をも得ていた。また、共和党、民主党ともソトマイヨール判事の指名承認を手間取らせて、判事と同じラテン系の有権者層(ヒスパニック票)を刺激したと見られることも予想された。ソトマイヨール判事が中絶や死刑制度等の論争のある重要論点について判決を下したことがなく、それらについて批判的な攻撃を行われる恐れもなかった。; 渡辺 前掲注(4)
- (47) *ibid.*
- (48) Knickerbocker, *op.cit.* (2).
- (49) *ibid.*

(いび みえこ・海外立法情報課)